

# 秋田県ソフトボール協会規約（会則）

## 第1章 名称および事務局

第1条 本会を秋田県ソフトボール協会と称する。

第2条 本会の事務局は会長の指定したところに置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、秋田県におけるソフトボール競技を統括し、ソフトボール競技の普及振興と会員相互の親睦を図り、秋田県スポーツ界の振興発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトボール大会の主催、共催、主管及び後援
- (2) ソフトボール競技の普及発展並びに技術に関する研究指導
- (3) 公認審判員、公式記録員、公認指導員等の育成、指導並びに認定会、講習会の開催
- (4) その他、本会において必要と認めた事業

第5条 本会の運営については、上部加盟団体である（公財）日本ソフトボール協会が定める全ての規約及び規則も適用するものとする。

## 第3章 会員及び組織

第6条 本会は、次の団体、個人を持って会員とする。

- (1) 県内郡市を単位とするソフトボールに関係する団体（支部協会）及び支部協会会員  
支部協会は、本会規約に準拠し、支部規定を定めなければならない。
- (2) 県内に組織され、本会に登録、加盟している各チーム
- (3) 県内の大学、高等学校、中学校等に組織されたソフトボールに関する団体
- (4) 公認審判員、公式記録員、公認指導者の資格を有し、本会に登録している審判員、記録員、指導者
- (5) 本会の目的に賛同するソフトボールの愛好者で、総会の承認を得た個人
- (6) 団体の加盟は総会の同意を得て加盟団体とする。

第7条 会員及び加盟団体が次の各号に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。ただし、会長は被処分会員、加盟団体に対し弁明の機会を与え、その内容を総会に報告しなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき
- (2) 特別な事由がなく、本会の決定に従わなかったとき
- (3) 社会通念上、不適切と認められた時。

第8条 加盟団体は、毎年、別に定める負担金を納入しなければならない。

## 第4章 役員、評議員及び事務局

第9条 本会には次の選出方法で役員を置く。

- (1) 会長 1名 1名 総会で推挙する。
- (2) 副会長 1名 若干名 総会で推挙する。
- (3) 理事長 1名 理事の互選により選出する。
- (4) 副理事長 若干名 理事長が指名する。
- (5) 理事 25名以内 各支部及び高体連専門部、中体連専門部、各専門委員長。
- (6) 監事 2～3名 総会で選出する。
- (7) 常務理事は会長、副会長、理事長、副理事長とする。
- (8) 会長は、学識経験者の中から、理事を委嘱することができる。
- (9) 本会に顧問を置くことができる。理事会で推挙する。

第10条 役員職務および任期を次のように定める。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括し、総会及び理事会の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会、常務理事会、正副理事長会を代表して会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 常務理事は常務理事会を構成し、緊急事項を審議する。
- (6) 理事は理事会に於いて本会業務を執行する。
- (7) 監事は本会の財務及び業務執行の全般について監査する。
- (8) 監事は監査の結果を総会に報告しなければならない。

第11条 役員任期と解任について次のように定める。

- (1) 役員任期は2か年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた時は補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその業務を行う。

(4) 役員は、次の各号に該当するときは、理事会及び総会で過半数以上の議決により役員を解任することができる

① 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められる時。

② 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められる時。

第12条 評議員の選任については次のように定める。

(1) 本会には25名以内の評議員を置く。

(2) 評議員は、各支部、専門委員会及び高体連、中体連からの推薦に基づき選出する。

(3) 評議員として選任された物は、理事又は監事を兼ねることができない。

(4) 評議員の代表員数は別に定める。変更及び新部門の追加などできるものとする。

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(1) 事務局長は、理事長が選任し、理事会で承認を得る。

(2) 事務局長は、本会の、財務、庶務、経理を担当し、総括する。

第14条 本会の業務遂行のため、理事会の議を経て各専門委員会を置くことができる。

(1) 専門委員会は理事会の議決に基づき、所管事項の処理にあたる。

(2) 専門委員会に委員長、その他必要な委員を置く。

(3) 専門委員長は正副理事長会の承認を得て、理事長が指名する。

(4) 専門委員長、専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない

(5) 専門委員会の詳細については別に定める。

第15条 役員は、別に定める負担金を納入しなければならない。

ただし、高体連専門部及び中体連専門部選出の副会長及び理事を除く。

## 第5章 会議

第16条 総会は、会長、副会長、理事及び評議員で構成する。

第17条 総会は役員の過半数の出席で成立するものとする。ただし、委任状も含む。

第18条 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の場合は議長がこれを定める。

第19条 総会は本会の最高議決機関とし、毎年1回定期に開催する。

ただし会長が必要と認めた時は臨時に召集することができる。

(1) 総会は会長が招集し、その議長は会長が務める。

(2) 総会は次の事項を議決する。

① 会長・副会長、及び監事の選出に関すること。

② 予算・決算、事業報告・事業計画の審議承認に関すること。

③ 規約改正の審議承認に関すること。

④ 評議員・理事の選出に関すること。

⑤ その他、必要と認めたこと。

⑥ 総会では、議事録を作成し、出席者2名が署名、捺印のうえ、これを保存する。

第20条 常務理事会は、本会の業務を処理し、緊急を要する場合、理事会を代行して審議する。

(1) 常務理事会は理事長が招集し、理事長が議長となる。

第21条 理事会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(1) 理事会は次の事項を協議する。

① 事業報告・事業計画、予算・決算、及び規約改正の協議。

② その他、必要と認めたこと。

第22条 正副理事長会は、本会の業務を円滑に執行する目的で、本会業務を立案し、執行する。

## 第8章 登録

第23条 本会に加盟するチームは支部協会を通じて本会に登録しなければならない。

(1) チーム登録の細部は日本ソフトボール協会「チーム登録規定」に準ずる。

(2) チーム登録は、その年度ごとに行うものとする。

チーム登録は期日までに所定の様式に登録料を添えて行わなければならない。

第24条 公認審判員・指導者、公式記録員は、支部協会を通じて本会に登録しなければならない。

(1) 審判員、記録員、指導者の登録は、日本ソフトボール協会の諸規定に準ずる。

(2) 審判員、記録員、指導者の登録は、その年度ごとに行うものとする。

登録は別に定める期日までに支部協会を通じ登録料を添えて行わなければならない。

## 第9章 会計

第25条 本会の経費は登録料・負担金・補助金・寄付金・事業収入その他の収入をもってあてる。

第26条 各支部は支部規程に定める金額を毎年負担金として納入するものとする。

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第10章 表彰

第27条 秋田県ソフトボール協会に功績のあった者は、これを表彰することができる。

## 第11章 慶弔

第28条 特に必要のある時、会長の決裁により、慶弔の意を表すことができる。

## 第12章 補 則

第29条 本会の規約改正は、理事会及び総会の過半数以上の議決を経なければ変更できない。

第30条 本会の運営に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則 平成2年4月1日より適用する。  
平成28年4月1日改定・施行する。

### 秋田県ソフトボール協会支部規程

第1条 秋田県ソフトボール協会規約第6条に基づき、次の支部を置く。

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| (1) 大館支部  | (5) 男鹿支部   | (9) 大仙支部  |
| (2) 北秋田支部 | (6) 秋田支部   | (10) 横手支部 |
| (3) 能代支部  | (7) 由利本荘支部 | (11) 湯沢支部 |
| (4) 南秋田支部 | (8) にかほ支部  |           |

第2条 支部は本会規約第2章、3条・4条の目的及び事業の推進のため、郡市における団体を統括し、本会と緊密な連絡を図るものとする。

第3条 支部は支部規程を設けて、その組織に関する事項を規程し、役員名簿を添えて本会に届け出なければならない。

第4条 支部は下記事項を具備し、毎年6月末まで、その状況を本会に報告しなければならない。

- (1) 当該年度の収支予算書及び事業計画
- (2) 前年度収支決算書及び事業報告書
- (3) 役員名簿

第5条 第26条に基づき支部の負担金は年額2,000円とする。

第6条 理事及び評議員の員数は次の通りとする。

- (1) 理事は各支部より1名選出する。
- (2) 評議員は秋田支部、由利本荘支部は2名選出し、他支部は1名の選出とする。
- (3) 理事及び評議員の年会費は3,000円とする。

第7条 各支部で開催される大会の補助金は次の通りとする。

- (1) 小学生、一般の県内大会は1大会10,000円とする。
- (2) 高校女子選抜大会は30,000円とする。

付 則 平成2年4月1日より適用する。  
平成28年4月1日改定・施行する。

### 秋田県ソフトボール協会運用規程

第1条 役員の年会費は次の通りとする。

- |                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| (1) 会長、副会長                           | 10,000円 |
| (2) 理事長、副理事長                         | 5,000円  |
| (3) 理事、評議員                           | 3,000円  |
| (4) 高体連専門部及び中体連専門部選出の副会長及び理事、評議員を除く。 |         |

第2条 本会の業務遂行のため、次の専門委員会を置く。

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| (1) 強化委員会  | (4) 小学生委員会 | (7) 放送委員会  |
| (2) 技術委員会  | (5) 審判委員会  | (8) 中体連専門部 |
| (3) 指導者委員会 | (6) 記録委員会  | (9) 高体連専門部 |

第3条 各専門委員会には委員長、その他必要な委員を置く。

第4条 各専門委員会の委員長は理事長が指名する。

第5条 各専門委員長は理事となり、ほかに評議員1名を選出する。

ただし、審判委員会、中体連専門部、高体連専門部の評議員は2名とする。

第6条 審判委員会、記録委員会、指導者委員会については次の通りとする。

- (1) 県内に在住する審判員、記録員、指導者は必ず各支部に所属しなければならない
- (2) 審判員、記録員の支部間の移動については原則認めない。
- (3) 審判員の年登録費は4,500円、記録員の年登録費は4,600円  
指導者の年登録料は1,000円とし支部を通じて登録すること。
- (4) 審判員委員会、記録委員会の円滑な運営のため補助金を支給する。

第7条 会議、大会等の旅費は次のように定める。

(1) 日本協会、東北協会に係わる事業で理事長が認めたとき。

(2) 交通費は開催地までのJR特急料金

宿泊費は1泊8,000円、日当1,000円を支給する。

付 則

平成2年4月1日より適用する。

平成28年4月1日改定・施行する。





